○国土交通省告示第百五十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十七日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　第一東海自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
浜松市西区呉松町字静ケ谷三二九八番二から同市西区呉松町字丸山二一〇九番三まで	前	最大 九四 最小 二八	九一五
	後	最大 二五四 最小 四六	

○国土交通省告示第百五十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十七日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　近畿自動車道敦賀線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
敦賀市長谷六七号畦良山三番二から同市長谷六三号堤二五番五まで	前	最大 七七 最小 二八	六一八
	後	最大 一九六 最小 三八	

○国土交通省告示第百五十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十七日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　第二東海自動車道横浜名古屋線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
掛川市大和田字四ノ坪六二七番二から同市大和田字宮向一〇四六番七まで	前	最大 一五四 最小 七八	二五六
	後	最大 二七二 最小 一〇七	

○国土交通省告示第百五十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十七日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　第二東海自動車道横浜名古屋線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
藤枝市岡部町桂島字谷川口九五三番二四から同市岡部町桂島字谷川口九五三番一九まで	前	最大 一八九 最小 一七〇	三八
	後	最大 二〇四 最小 一七〇	
掛川市大和田字菖蒲ヶ谷八九三番二から同市大和田字谷尾八八八番まで	前	最大 一一二 最小 五九	八四
	後	最大 一一二 最小 五九	
浜松市北区三ヶ日町只木字天神八八六番四から同市北区三ヶ日町只木字立板七九一番二〇まで	前	最大 九〇 最小 六三	八一
	後	最大 一一八 最小 六三	

○国土交通省告示第百六十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年一月二十七日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　東九州自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
宮崎市大字富吉字菅ヶ迫一九五三番一から同市大字富吉字菅ヶ迫一九五一番まで	前	最大 四六八 最小 一九二	六〇
	後	最大 四六五 最小 一八八	

○国土交通省告示第百六十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。その関係図面は、平成二十七年一月二十七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中央自動車道	八王子市清川町一九〇五番二地先	平成二十七年一月二十八日〇時
富士吉田線		

○国土交通省告示第百六十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十六条の二十九の規定に基づき、軽自動車検査協会事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があったので、同法第七十四条の三第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年一月二十七日

国土交通大臣　太田　昭宏

軽自動車検査協会の名称	変更後の所在地	検査事務を開始する日
軽自動車検査協会埼玉事務所熊谷支所	埼玉県熊谷市新堀字北原九六〇番二	平成二十七年二月二日